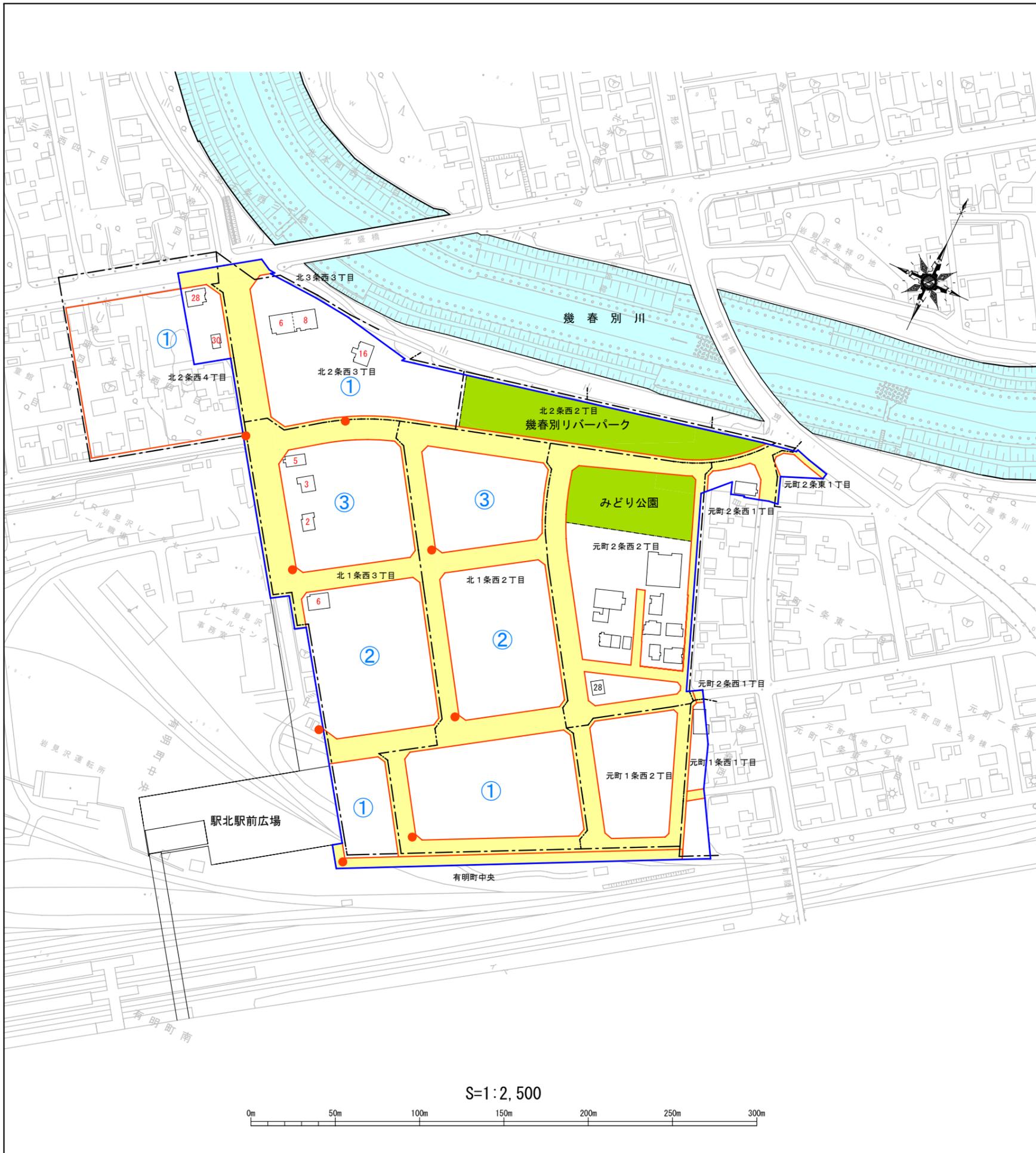


駅北土地区画整理事業に伴う町名変更並びに有明町中央及び元町条丁目の各一部地域住居表示案内図



住居表示制度について

住居表示制度とは、「住居表示に関する法律」(昭和37年5月制定)に基づき、従来の土地の地番(〇〇番地〇〇)による住所の表し方をやめ、街区符号と住居番号によって住所を表示することをいいます。

街区とは、道路(鉄道や川の場合もある)に囲まれる一つのブロックを指します。そのブロックの基準点から基本的に右廻りで順番に番号をつけたものを基礎番号といい、皆さんが出入りする箇所の基礎番号が住居番号となります。新しい住居表示が実施されると、新住所は次のように表されます。

一般家屋の場合

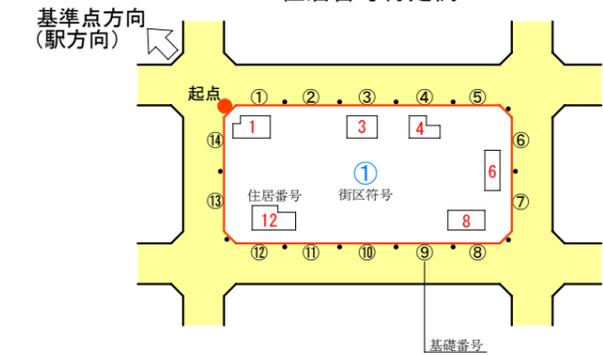
「北〇条西〇丁目 〇番 〇号」
町名 街区符号 住居番号

中高層建物の場合

「北〇条西〇丁目 〇番 〇-〇〇〇号」
町名 街区符号 棟番号 各戸の番号

ということになります。

住居番号付定例



街区表示板



町名表示板 北〇条西〇丁目
住居番号表示板 〇-〇〇〇号
街区符号 住居番号

凡 例	
---	町 界
---	街 区 界
②	街 区 符 号
2	住 居 番 号
---	街 区 界 道 路
---	公 園
---	河 川
---	駅北土地区画整理事業区域

(平成23年2月1日現在)

S=1:2,500

